

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年10月24日 09時05分ごろ
発生場所	関門港 <sup>ひびき</sup> 響新港区響泊地 響新港東1号防波堤西灯台から真方位205° 1.1海里付近 (概位 北緯33°56.2′ 東経130°45.9′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	令和3年11月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.5m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか同乗者1人が乗り、釣り場に向けて航行中、波が高くなってきたので、出発地に帰ろうとしていたところ、船首方より波を受け、海水が舷側を越えて打ち込み、船内に浸水した。</p> <p>本船は、すぐに水かさが増して水船状態となり、船外機が水没して停止した。</p> <p>操縦者は、118番通報し、来援した海上保安庁の巡視艇により同乗者と共に救助された。</p> <p>操縦者は、本事故当時の波高では、2人で乗船するべきではなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、本事故当時、水面から船首部及び船尾部の船縁までの高さが、それぞれ約30cm及び約20cmであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、波高が約1mの状況下、操縦者が、同乗者を乗せて乾舷が小さい状態で航行したことから、船首方から波を受け、海水が舷側を越えて船内に打ち込んで浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、波高が約1mの状況下、操縦者が、同乗者を乗せて乾舷が小さい状態で航行したため、船首方から波を受け、海水が舷側を越えて船内に打ち込んで浸水したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が小さいことを考慮</li> </ul>

	<p>し、気象及び海象の状況に応じて人員等を搭載し、波が高くなると予想される場合は、出航を中止するか、目的地を変更等すること。</p>
--	---